



# 柏崎市企業振興条例による設備導入に係る支援制度

## 💡 固定資産税の不均一課税・課税免除

### 🏠 固定資産税を3年間軽減します！（不均一課税）

- 対象地域：柏崎地域（高柳・西山地域を除く。）
- 対象業種：製造業、道路貨物運送業、こん包業、卸売業
- 要件：
  - ①事業の用に供する設備の取得価額の合計額が2,700万円を超えること。
  - ②道路貨物運送業、こん包業、卸売業の場合は、設備の取得に伴い増加する常用雇用者数が15人を超えること。
- 内容：
 

対象設備：土地、建物、機械・装置

※入替・更新をした機械・装置は生産能力が従前と比べておおむね30%以上向上したものに限ります。

不均一課税：1年目⇒100%軽減、2・3年目⇒75%軽減
- 申請期限：
 

固定資産を取得した年の翌年2月15日まで（※固定資産税が軽減される3年間、毎年申請してください。）

### 🏠 固定資産税を3年間免除します！（課税免除）

- 対象地域：高柳・西山地域
- 対象業種：製造業、旅館業（下宿営業を除く。）、農林水産物等販売業、情報サービス業等
- 要件：業種及び資本金の額で要件が異なります。詳しくは裏面（支援制度の概要）をご確認ください。
- 内容：
 

免除となる設備：土地、建物、機械・装置

課税免除：3年間
- 申請期限：
 

固定資産を取得した年の翌年2月15日まで（※固定資産税が免除される3年間、毎年申請してください。）

## 💡 奨励金

### 🏠 奨励金を交付します！（固定資産税の不均一課税・課税免除との併用はできません。）

- 対象地域：市内全域
- 対象業種：製造業
- 要件：製造に使用される機械・装置で、これらの取得価額の合計額が1,000万円を超えること。  
※リース設備も対象です。
- 内容：機械・装置の取得価額の2%相当額を奨励金として交付
- 申請期間：固定資産を取得した年の翌年4月1日から5月31日まで

### その他の奨励金制度

🏠 製造業で、工場誘導地区等に新たに土地を取得又は賃借し、工場等を新設又は移設する場合  
⇒2・3年目に固定資産税75%軽減後において課税される25%の固定資産税相当額を奨励金として交付します。

🏠 特認奨励企業の指定を受けた場合  
⇒特認奨励企業の指定を受けた日の翌日から5年以内に取得した土地、建物、機械・装置の固定資産税相当額を奨励金として交付します。

## 申請方法

- ・申請に必要な書類を揃えて、柏崎市役所3階ものづくり振興課までご提出ください。
- ・各申請に必要な書類は、裏面をご確認ください。

## お問合せ先

【柏崎市企業振興条例の支援制度・申請に関すること】  
柏崎市ものづくり振興課（市役所3階）  
TEL 0257-21-2326  
Mail [monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp](mailto:monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp)  
※電子データはこちら↑のアドレスへ送付してください。

【固定資産税に関すること】  
柏崎市税務課家屋係（市役所2階）  
TEL 0257-21-2256

柏崎市HP



（様式データ等）

区分 (条例)		地域	業種	増加 常用 雇 用 者 数	資本金規模	取得価額		対象設備 (※3)	
						合計	対象範囲		
固定資産税の不均一課税又は課税免除	概要	不均一課税 (第3条)	(高柳・西山地域を除く)	・製造業	-	-	2,700万円超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物及びその附属設備(※2)</li> <li>・償却資産</li> <li>・構築物</li> <li>・機械及び装置</li> <li>・船舶</li> <li>・航空機</li> <li>・車両及び運搬具</li> <li>・工具、器具及び備品</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地(※4)</li> <li>・建物</li> <li>・償却資産のうち機械及び装置</li> </ul>
			・道路貨物運送業	15人超	・こん包業				
		課税免除 (第4条) (※1)	高柳・西山地域	・製造業	-	5,000万円以下	500万円以上		
				・旅館業 ※下宿営業を除く。		5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上		
		・農林水産物等販売業		1億円超	2,000万円以上				
		・情報サービス業等		-	500万円以上				
	申請書類	不均一課税及び課税免除	<p>・<a href="#">固定資産税不均一課税/課税免除申請書(第1号様式)</a> (※電子データで作成し、出力した用紙及び電子データの両方を提出してください。)</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人登記事項証明書</li> <li>・定款(※原本証明をしてください。)</li> </ul> <p>1年目</p> <p>■固定資産の区分に応じ、以下の書類を添付してください。</p> <p>【土地】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地売買契約書(写し)</li> <li>・土地登記事項証明書(写し)</li> <li>・事業所全体の平面見取図</li> </ul> <p>【家屋】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事請負契約書(写し)</li> <li>・家屋登記事項証明書(写し)</li> <li>・建物配置図</li> <li>・建物平面図</li> </ul> <p>【償却資産】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税償却資産申告書(写し)</li> <li>・仕様書又はカタログ等(写し)</li> <li>・設備の能力がおおむね30%以上増加していることを示す資料 ※取替・更新した設備を申請する場合のみ(新旧仕様書又はカタログ等の写し)</li> <li>・配置図(※申請する償却資産の「申請番号」を記入してください。)</li> </ul> <p>2年目以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・固定資産税不均一課税決定通知書(写し)</li> <li>又は固定資産税課税免除決定通知書(写し)</li> </ul>						
区分 (条例)		地域	業種	増加 常用 雇 用 者 数	資本金規模	取得価額		対象設備	
						合計	対象範囲		
奨励金 (第6条第1項)	概要	市内全域	・製造業	-	-	1,000万円超 2,700万円以下	・償却資産のうち機械及び装置(※5)	・償却資産のうち機械及び装置(※5)	
	申請書類	<p>・<a href="#">奨励金交付申請書(第3号様式)</a></p> <p>・<a href="#">減価償却資産の明細(第3号様式の別紙1)</a></p> <p>(※電子データで作成し、出力した用紙及び電子データの両方を提出してください。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人登記事項証明書</li> <li>・定款(※原本証明をしてください。)</li> <li>・市税納税証明書(※完納証明書)</li> <li>・固定資産税償却資産申告書(写し)</li> <li>・リース物件の場合は、支払を証する書類(請求書、領収書の写し)</li> <li>・配置図(※申請する償却資産の「申請番号」を記入してください。)</li> </ul>							

(※1) 令和6(2024)年3月31日までに取得した資産が対象です。

(※2) 【製造業の場合】工場用の建物とその附属設備  
【道路貨物運送業の場合】車庫用、作業場用、倉庫用の建物とその附属設備  
【こん包業、卸売業の場合】作業場用、倉庫用の建物とその附属設備

(※3) 高柳・西山地域において資本金の額が5,000万円を超える法人は、新設・増設に限ります。

(※4) 取得の日の翌日から起算して1年以内に建物(工場用)の建設に着手したものに限り。

(※5) リースを含み、その取得価額は物件代金(購入選択権付きリースの場合は、残存価額を除く。)とします。

【電子データ送付先】

柏崎市ものづくり振興課代表メール: monozukuri@city.kashiwazaki.lg.jp